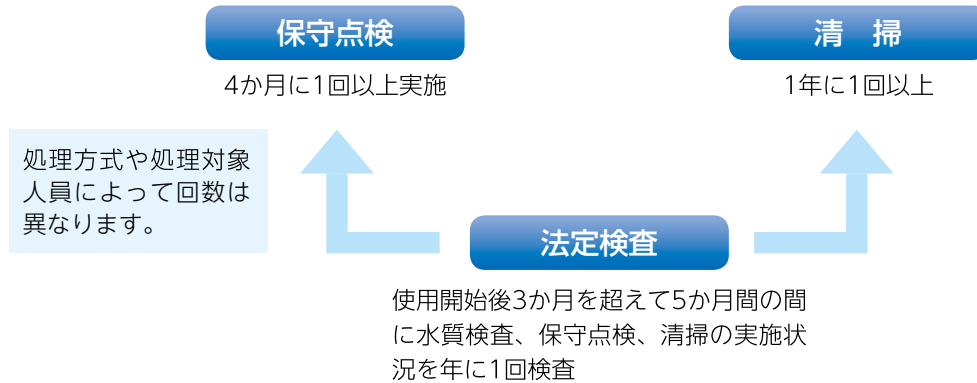


合併処理浄化槽の維持管理について

～浄化槽は「保守点検」「清掃」「法定検査」が必要です～

浄化槽の維持管理に必要なこと



保守点検を受けましょう！

合併処理浄化槽の装置が正しく働いているか点検し、装置や機械の調整・修理、汚泥などの状況を確認して、汚泥の引き抜きや清掃時期の判定や消毒剤の補充を行います。

「保守点検」は、家庭用の小型合併処理浄化槽は4か月に1回（処理対象人員21名以上のものは3か月に1回）以上定期的に行うよう定められています。

*保守点検は、県に登録された業者に委託してください。

登録業者は、西彼保健所衛生環境課（☎095-856-5022）にお尋ねください。



清掃を行いましょ！



浄化槽に流れ込んだ汚水は、沈殿・浮上といった物理作用と微生物の働きによる生物作用によって浄化されます。この過程で必ず汚泥などの泥の固まりが生じ、これらがたまりすぎると浄化槽の機能に支障をきたし、処理が不十分になり、悪臭の原因となります。それに伴い、汚泥等を槽外へ引き抜き、附属装置や機械類を洗浄・掃除する作業が必要です。

「清掃」は、浄化槽の維持管理の上、とても重要な作業で年1回以上（全ばっ気型の浄化槽は半年に1回以上）の実施が義務づけられています。

*清掃は、市から「浄化槽清掃業」の許可を受けた業者に委託してください。

浄化槽清掃業の許可を受けた業者は、環境政策課（☎37-0065）にお尋ねください。

法定点検を受けましょう！

浄化槽管理者は、法律で「水質に関する検査」を受けなければならないこととなっています。

浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを、この水質に関する検査で確認する大変重要な検査です。

「法定検査」は、「浄化槽法」で定められており、浄化槽を使い始めて3か月を経過してから5か月以内に行う「設置後等の水質検査」と、毎年1回定期的に行う「定期検査」があります。

*法定検査は、県が指定した指定検査機関の（財）長崎県浄化槽協会（☎095-887-3160）が行います。



問い合わせ先 下水道課☎37-0073